

2012年8月10日

違法ドラッグ対策について (提言)

民主党厚生労働部門 違法ドラッグWT

1.はじめに（現状認識）

○近年、違法ドラッグの蔓延が著しい。とりわけ、最近は、「お香」、「ハーブ」などと称して販売されているいわゆる「脱法ハーブ」の蔓延が著しく、若者を中心に乱用が見られる状況にある。

また「脱法」という用語を用いることにより、違法ではないので使用してもよいという安易な意識を生むことから、「違法ドラッグ」と位置付けることにより、麻薬や指定薬物と同様に危険なものであることを注意喚起していく必要がある。

○違法ドラッグには、ハーブ等に大麻や覚醒剤に類似した成分などを混合させているものが多く、また、どのような成分が含まれているかが不明確なものが多いため、一回の使用で死亡する可能性もあるなど、麻薬や指定薬物と同様に極めて危険なものである。全国にわたって、その吸引が原因と見られる意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などの健康被害が生じている事例が報告されているだけでなく、吸引後の自動車運転による事故など、他者へ危害を及ぼしており、社会に与える悪影響は看過できないものとなっている。

○違法ドラッグは、「合法」等と称することで購入への抵抗感を和らげる一方、店舗において公然と販売されているだけでなく、インターネットによる販売、デリバリー方式による販売など、若者をはじめ普通に生活を送っている者が、好奇心などから、安易に購入できるような販売方法をとっており、いわゆるゲートウェイドラッグ（入門薬）として、麻薬や覚醒剤など様々な薬物に手を染めるおそれがある。

○違法ドラッグへの対応として、指定薬物制度を始めとする薬事法による規制があるが、業者の巧妙な言い逃れや指定薬物として指定すると化学構造が類似した別の製品が流通するいわゆる「いたちごっこ」の状態になっており、規制が追いついていないのが現状である。

○こうした現状を踏まえて、本WTでは、これまで関係省庁や各種団体が取り組んできた内容を整理し、論点と対応策の取りまとめを行った。

この取りまとめに整理された事項については、政府において、関係省庁と連携を図り、迅速かつ着実に対応することを本WTとして求めるものである。

2. 論点と対応の方向性

(1) 輸入・製造段階での対応

若者などが違法ドラッグを手にする機会を可能な限り減らしていくためには、迅速かつ予防的に指定薬物として指定して規制対象とすることが必要であることから、以下の取り組みを実施可能なものから速やかに進めることとする。

<水際対策>

○指定薬物について、関係省庁間で必要な意見交換や情報共有を通じて、水際での摘発に当たっての一層の連携強化を図ること。

<指定の迅速化、予防的指定>

○いわゆる「いたちごっこ」に対応するためには、指定薬物の指定の迅速化が必要であることから、指定のための要件となっている薬事・食品衛生審議会指定薬物部会の開催頻度を増やすとともに、現在、日本に流通していないものであっても、海外の流通実態や危険情報をもとに指定を行うこと。

<指定の迅速化のための環境整備>

○指定を迅速化するための環境を整備するため、店頭に新しい製品が流通した場合、速やかに毒性を検査・分析するため、行政が強制的に収去できるよう必要な法改正を行うとともに、買い上げ又は収去した製品を速やかに検査・分析できるよう、試験検査体制の整備を進めること。

<包括指定>

○化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定については、化学的な構造が類似することにより中枢神経系に同じように作用を及ぼすと合理的に類推できるか、罪刑法定主義の観点から規制対象が明確であるか、試験検査（鑑定）体制をどのように整備するかなどの課題について検討し、速やかに結論を得ること。

(2) 流通段階での対応

違法ドラッグが、店頭販売やインターネット販売を中心として、様々な販売方法を用いて販売されていることが、若者などによる安易な購入の大きな要因になっていることを踏まえ、以下の取り組みを進めることとする。

<取締りの強化>

○指定薬物の製造・販売に対し、都道府県警察と都道府県の薬務行政担当者が連携して実態の把握に努め、特に、安易なアクセスの大きな要因となっている店頭販売やインターネット販売について取締りを強化すること。

<規制に係る情報共有のための新たな仕組み>

○消費生活センターを通じて寄せられた違法ドラッグに関する情報を、関係省庁で共有し、取締りに活用する仕組みを検討すること

<鑑定体制の整備>

○指定薬物の増加に対応するため、指定薬物の判定などに必要な人員体制や資・機材の整備を推進すること。

<麻薬取締官・員による指定薬物の取締り>

- 薬物について専門的知見を有する麻薬取締官・員が、麻薬、覚醒剤等と合わせて、指定薬物についても取締りを行うことができるよう必要な法改正を行うこと。

(3) 教育・啓発活動

違法ドラッグから青少年を守るために規制のみならず、違法ドラッグの危険性などについて、国民に正しい知識を普及し、安易にアクセスしない意志を身につけさせることが重要であることから、各省庁が連携して、効果的な教育・啓発を行うこととする。

<ポスター等による啓発>

- ポスターやチラシなどの広告媒体について、一般消費者、特に青少年が認知できるように工夫しながら、周知していくこと。また、関係団体とも連携して、各種イベントなどにおいて違法ドラッグに重点を置いた乱用防止の情報提供や啓発活動を推進すること。

<薬物乱用防止教育>

- 中学生や高校生に教本やパンフレットを配布し、違法ドラッグを含めた薬物乱用防止教育を実施して、その危険性などについて啓発すること。また、保護者に対しても啓発を進めること。

<海外旅行者への注意喚起>

- 海外旅行者に対して違法ドラッグなど薬物の危険性についての注意喚起を行うこと

<一元的に情報提供・啓発するための新たな仕組み>

- 国民が違法ドラッグに係る正しい情報に簡単にアクセスできるよう、違法ドラッグに係る情報を一元的に収集・提供できる仕組みを設けるとともに、違法ドラッグに関する相談に応じる体制を整備すること。

<<くすり教育>

- 違法ドラッグに係る啓発・教育の前提として、小学生の頃から、「薬には効果と副作用がある」という薬に関する正しい知識を付与し、インターネットなどで安易に薬を購入することのないよう教育していくべきである。このため、学校薬剤師による「くすり教育」を推進するなど、教育現場と薬剤師が連携して薬に関する教育啓発を進めること。同時に、家庭でも子供が安易に薬物に手を出すことのないように適切な教育を行うため、保護者にも「くすり教育」に関連した啓発を進めること。

3. 当面の取り組み

夏休みは、生活が不規則になりがちで、また、青少年が解放感から様々な誘惑に取り込まれやすく、非行行為に走ったり、犯罪被害に遭う危険も高くなる時期であり、違法ドラッグ乱用のきっかけとなるおそれがある。特に、最近、青少年がインターネットを利用する機会が増えるにつれ、その情報をもとに、好奇心から、違法ドラッグにアクセスするおそれも高いとも考えられる。このため、特に夏休み期間において、関係省庁が連携して、以下のとおり、青少年に対する広報啓発を重点的に行うべきである。

<講演と資料配布>

- 関係団体と協力して、学校や地域における様々な行事などの機会を通じて、学校薬剤師や薬

物乱用指導員による違法ドラッグの危険性についての講演や資料配付を行うなど、広報啓発を行うこと。

＜ポスターの掲示＞

○関係団体と協力して、薬局、公共的スペース等に違法ドラッグ使用厳禁に係るポスターを掲示すること。

＜パトロールの実施＞

○青少年が違法ドラッグを販売する店舗に入店しないようパトロールを行うこと。

4. 今後の課題

○違法ドラッグが、店頭やインターネットで公然と販売されている実態や、自動販売機やデリバリー方式による販売など新たな販売形態が現れていることを踏まえ、広告や表示のあり方など、効果的な対応の方法について検討すること。

○違法ドラッグに係る教育啓発において、違法ドラッグなど薬物による健康被害のおそれしさを、ビデオなど視覚を通じて直接的に訴えかける手法について検討すること。

5. おわりに

違法ドラッグに安易に手を出すことは、自分自身の健康を蝕むだけでなく、家族や社会全体に悪影響を及ぼすことになる。若者などによる違法ドラッグなど薬物の乱用を防止するためには、政府における対策はもとより、家庭、地域、教育それぞれのレベルで、薬物乱用の防止に向けて一歩となって取り組むことが重要である。

以上